01 生活費にお困りの方の相談窓口・支援制度

くらし支援窓口

①くらし支援窓口

「くらし支援窓口」は、各区役所に設置している相談窓口です。
専任の相談員が、様々な理由で経済的にお困りの状況についてお聞きし、一緒に考え、解決に向けて寄り添った支援を行っています。
くらしのことでお困りの方は、ひとりで悩まずお気軽にお住まいの区の「くらし支援窓口」へご連絡ください。

☎各区くらし支援窓口（区役所電話番号は末尾参照）
HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a38463/kenko/chiikifukushi/sekatsukonkyusha/gaiyou.html

②住居確保給付金

くらし支援窓口を利用する方のうち、離職等により経済的にお困りの方で、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、住居確保給付金の支給により、住宅及び就労機会の確保・家計の改善に向けた支援を行います。

☎各区くらし支援窓口（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a38463/kenko/chiikifukushi/sekatsukonkyusha/jukyokakuho.html

③就労支援

区役所内のワークサポート（ハローワークの出張所）で、専任のナビゲーターが職業相談・紹介を行います。履歴書の書き方や面接の練習会など就職に向けた支援を行います。
〈対象者〉生活保護受給者、くらし支援窓口利用者、児童扶養手当受給者
☎各区くらし支援窓口（区役所電話番号は末尾参照）

④家計改善支援事業

生活費のやり繰りに困っている、借金の返済で生活が苦しいなど、家計に不安がある方を対象に、家計の見直しを一緒に行い、自分で家計管理ができるよう支援を行います。必要に応じて、債務整理の同行支援も行っています。

☎各区くらし支援窓口（区役所電話番号は末尾参照）

⑤学習支援事業（対面型・オンライン型）

経済的な事情等により十分な学習機会を得られていない中学生（１～３年生）を対象に、高校受験・進学を目指した学習支援を「対面型」「オンライン型」で実施しています。

☎各実施団体（HP 参照）
HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a57667/20250415.html

⑥居住支援事業

様々な理由により、現在住むところがなく支援を必要としている方に対して、当面の日常生活に関する支援（一時宿泊場所や衣服等の提供）を行います。

☎各区くらし支援窓口（区役所電話番号は末尾参照）

⑦生活保護

生活保護の申請は国民の権利です。生活に困窮されている方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。
※年齢、人数、世帯構成（例：ひとり親、障害者）により金額が異なります。
※外国籍の場合、在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者と永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」、「出入国管理及び難民認定法上の認定難民」であれば、制度の対象者になる可能性があります。

☎各区生活支援課（区役所電話番号は末尾参照）
HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a49925/kenko/chiikifukushi/care/111.html

社会福祉協議会

⑧生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度は、他制度の利用が困難な低所得者世帯や障害者・高齢者世帯の一時的な経済的ニーズに応えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

〈緊急小口資金〉
低所得者に対し、一定の要件により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合（例：医療費の臨時的な支払、初回給与や年金が入るまでの生活費）に対応することを目的とした貸付制度です。

〈総合支援資金〉
生計中心者の失業等によって、生計維持が困難な場合に、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費を貸付。（単身世帯：月 15 万円以内、複数世帯：月 20 万円以内、貸付期間： 3 ヶ月以内）。

〈福祉資金〉
低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯が日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要と見込まれる経費（例：福祉用具やエアコンの購入、資格や技能を習得すための学費）を対象とした貸付制度です。

〈教育支援資金〉
学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学や在学中に必要な費用を貸付。

〈不動産担保型生活資金〉
持家を担保に資金を貸付することにより、住み慣れた地域において、将来にわたり安定した生活を送ることを目的とした貸付制度です。

☎各区社会福祉協議会（区役所電話番号は末尾参照）
HP：https://www.hyogo-wel.or.jp/public/loan.php

⑨地域福祉ネットワーカー

各区社会福祉協議会には地域福祉ネットワーカーという専門員が配属されています。

地域福祉ネットワーカーは、いまある制度やサービスでは解決が難しい「制度の狭間」の課題を抱える方を支援するために、地域住民や関係機関、専門職によるネットワークをつくり、チームで課題解決に取り組みます。

☎各区社会福祉協議会（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.with-kobe.or.jp/detail/tiiki_nw/

しごと

⑩ハローワーク

ハローワーク（公共職業安定所）は、仕事をお探しの方や求人事業主の方に対して、さまざまなサービスを無償で提供する、国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関です。

豊富な求人情報をもとにした「職業紹介」のほか、「雇用保険」、「雇用対策」などの国の制度を組み合わせ、地域の皆様のさまざまなニーズにお応えする雇用支援を実施しています。

☎居住地管轄のハローワーク（HP 参照）

HP：https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html

⑪わかものハローワーク

正社員を目指す概ね 35 歳未満の方を対象に、担当者制による職業相談から自己理解・職務理解のサポート、能力開発の支援、応募準備のサポート、就職後の職場定着支援まで、一環した支援を無料で実施しています。

☎三宮わかものハローワーク　078-231-8606

HP：https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/newpage_00336.html

⑫マザーズハローワーク・マザーズコーナー

マザーズハローワーク・マザーズコーナーは、子育てをしながら就職を希望する方を中心に就職支援を行っています。女性ならではの就活の悩みや子育てと仕事の両立など、他のハローワークでは相談しづらいことでも、あなたの状況に合わせて一緒に考えます。

☎マザーズハローワーク三宮　078-231-8603

HP：https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/newpage_00468.html

☎ハローワーク明石 マザーズコーナー　078-912-2305

HP：https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/newpage_01050.html

☎ハローワーク西神 マザーズコーナー　078-991-1100　41＃

HP：https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/_105009/_110986.html

⑬求職者支援制度

再就職、転職、スキルアップを目指す方が月 10 万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。

離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます。給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます。

求職者支援制度の概要

HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html

☎居住地管轄のハローワーク（HP 参照）

HP：https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html

⑭若者サポートステーション

15～49 歳までの方で、現在無業状態または週 20 時間未満のアルバイトやパートで就労中の方を対象に、一人ひとりの方の状況に合わせて、就労に向けての様々なサポートを行っています。

☎こうべ若者サポートステーション　078-335-5630

HP：https://career-yell.jp/kobe

法律相談（借金・離婚）

⑮区役所市民法律相談

日常生活で生じる様々な問題（売買、相続、離婚、金銭貸借、借地・借家、相隣関係など）について、面談による法律相談を実施しています。（WEB での事前予約制）

☎市お問い合わせセンター　0570-083330

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a63551/kurashi/sodan/window/siminsoudan02.html

住まい

⑯市営住宅の申込み

年４回（５・８・11・２月）、定時募集があります。
定時募集で申込みがなかった住宅については、後日、先着順で申込みを受け付けます（常時募集）。
※世帯要件や収入要件等の申込資格があります。

☎神戸市住環境整備公社市営住宅募集係　078-647-9804

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a28775/kurashi/sumai/jutaku/information/shiei/moushikomi/schedule.html

⑰すまいるネット

神戸市のすまいの総合窓口です。住まいに関する相談や情報提供を行っています。
住まいをお探しの方には、公的な物件の窓口ほか、民間の物件情報、支援制度などの情報も提供します。

☎すまいるネット　078-647-9900

HP：https://www.smilenet.kobe-rma.or.jp/

⑱神戸市居住支援協議会

高齢者・障害者・子育て世帯・外国人など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々の住まいに関する相談窓口を、すまいるネットに設置しています。

☎神戸市居住支援協議会　078-647-9902

HP：https://kobe-kyojushien.jp/

減免・猶予

⑲国民年金保険料の免除・猶予

保険料を納めることが経済的に難しいとき、免除や納付猶予等の制度があります。

☎各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kurashi/support/pension/03.html

⑳国民健康保険料の減免

「所得が基準以下である」「倒産や退職などにより所得が大きく減少した」「火事など災害に遭った」など被災・離職等により、保険料を納めることが困難な世帯は、要件をみたせば、保険料を減免できる場合があります。

☎各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kurashi/support/insurance/genmensedo.html

㉑介護保険料の減免

収入が少ない方や、失業等により所得が大幅に減少した方、災害に遭われた方などのうち、一定の要件に該当する場合は、介護保険料を減免できる場合があります。

☎各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/hokenryogenmen.html

㉒住民税（市県民税）の減免

前年（１月～12 月）の所得が 400 万円以下であり、所得が前年に比べて半分以下に減少する方に対する減免制度があります。

☎市税のお問い合わせ先：0570-078-401 または 050-3625-7103

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a83576/kurashi/tax/shikenminze/genmen/genmen2.html

㉓市営住宅家賃の減額・減免

市営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、家賃が決定されています。

家賃決定通知後に、退職、事業の廃止、転職、転出、死亡等で収入に著しく変動が生じた場合等は、入居者からの申請により、家賃の減額・減免が可能な場合があります。

※家賃の滞納がある場合等は、対応できないことがあります。

☎居住地管轄の市営住宅管理センター（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a28775/kurashi/sumai/jutaku/information/shiei/resident/shikumi/index.html

㉔無料低額診療

経済的理由により適切な医療を受けられない方に対し、医療機関が独自に無料または低額な料金で診療を行う事業です。無料低額診療の適用基準・手続きについては、各施設に直接お問い合わせください。

☎各施設（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a49925/shise/institution/welfare/syakai/muryousinryou8.html

各区役所の住所・電話番号

東灘区役所	東灘区住吉東町5-2-1	078-841-4131	長田区役所	長田区北町3-4-3	078-579-2311
灘区役所	灘区桜口町4-2-1	078-843-7001	須磨区役所	須磨区大黒町4-1-1	078-731-4341
中央区役所	中央区東町115	078-335-7511	北須磨支所	須磨区中落合2-2-6	078-793-1212
兵庫区役所	兵庫区荒田町1-21-1	078-511-2111	垂水区役所	垂水区日向1-5-1	078-708-5151
北区役所	北区鈴蘭台北町1-9-1	078-593-1111	西区役所	西区糀台5-4-1	078-940-9501
北神区役所	北区藤原台中町1-2-1 北神中央ビル5階	078-981-5377			

（2026 年 9 月時点）神戸市福祉局くらし支援課調べ　※最新情報は各実施主体にお問い合わせください。

02 子育て中の方の相談窓口・支援制度

ひとり親支援

①ひとり親家庭支援

「ひとり親」になる状況はさまざまです。離婚や配偶者が亡くなられた方、また婚姻せずに親になったなど配偶者がいない場合はもちろん、配偶者がいても重度な障害で働けないなどの場合もあります。こういった状況の方々が20歳未満の子どもを扶養している場合、「ひとり親家庭」としてさまざまなサービス・制度を利用することができます。このHPではひとり親家庭に対する福祉施策や相談窓口を案内しています。

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a32986/kosodate/shien/family/index.html

②ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭の自立をサポートするため、「就業相談」、「法律相談」、「親子で参加できるイベント」、「生活の支援」など、さまざまなサポートを行っています。
ひとり親家庭支援センター公式LINEでは、ひとり親家庭の皆さまに役立つ情報を配信しております

☎ひとり親家庭支援センター　078-341-4532
HP：https://kobe-hitorioyashien.com/
LINEリンク：https://line.me/R/ti/p/%40712fqymp

③養育費や親子交流の取り決めのための支援

養育費はこどもが自立するまでに必要な衣食住に関する経費、教育費、医療費などのことをいいます。養育費は子どものためのものですから、離婚時にきちんと取り決めておきましょう。親子交流もこどものためのものであり、こどもの利益を最も優先するために、しっかりと父母で話し合いましょう。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。離婚、養育費、親子交流、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後のこどもの養育に関する手続きのご案内を専門相談員が対応します（事前予約制）。相談内容は固く守られますので安心して相談してください。

〈公正証書等作成費補助金〉

養育費の取り決めに係る公正証書等作成費用（弁護士等への依頼費用は対象外）や家庭裁判所の調停申立費用等を補助（上限５万円、１人１回限り）します。

〈保証会社の利用費補助金〉

保証会社と養育費保証契約を締結する際にかかる費用のうち、保証料（月額養育費）として本人が負担する費用を補助（上限５万円、１人１回限り）します。

☎ひとり親家庭支援センター　078-341-4532
HP：https://kobe-hitorioyashien.com/youikuhi-soudan

④ひとり親家庭のための就業相談

国家資格を持つキャリアカウンセラーが仕事探しに関する相談や職業紹介、履歴書の作成や面接に向けたアドバイスを無料で行います。（事前予約制）

ハローワークとの連携や非公開求人でのマッチングもサポートします。お仕事探しや今後のキャリアなど一人で悩まずにキャリアカウンセラーと一緒に考えてみませんか？

☎ひとり親家庭支援センター　078-341-4532

HP：https://kobe-hitorioyashien.com/soudan-work

⑤ひとり親家庭就職・転職支援サービス

転職やキャリアに関する悩みを、国家資格を持つキャリアカウンセラーに LINE などを通じて、いつでもどこでも相談できるオンライン支援サービスです。早朝 6 時から、深夜 1 時まで無料で相談できます。（事前予約制）

☎実施事業者（HP 参照）

HP：https://kobe-hitorioya-job.jp/

⑥ひとり親家庭のための就職に有利な資格取得支援事業

ひとり親家庭の親子のために、就業に必要な技能習得やより良い就業ができるよう、就業に結びつく可能性の高い技能や資格を取得するための資格取得講座を受講料無料（テキスト代別途必要）で開催しています。

☎実施事業者（HP 参照）

HP：https://hitorioya-kobe.net/

⑦ひとり親世帯家賃補助制度

より良い住まいへ新たに引っ越しされたひとり親世帯に家賃の補助を実施しています。

家賃補助：最大月 15,000 円（最大 6 年間）

※助成を受けるには、要件を満たす必要があります。市営住宅、県営住宅にお住まいの方は申込できません。

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a01110/kurashi/sumai/jutaku/information/hitorioyasetai.html

⑧母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭や父子家庭や寡婦の方々の自立を図るための資金やこどもの就学（高校・大学・専修学校等）のための資金など、生活の安定と向上、こどもの健やかな成長を図るための貸付制度です。

☎各区保健福祉課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/shien/family/kashitsuke/kasituke02/index.html

⑨JR 通勤定期券の特別割引

児童扶養手当の支給を受けている方、およびその家族の方が、JR 西日本の通勤用定期乗車券を 3 割引きの料金で購入できます。

☎各区保健福祉課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/shien/family/kashitsuke/kasituke04.html

⑩ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業

神戸市に住所を有し、申請日時点で対象要件を満たしているひとり親家庭の高校生等が購入した通学定期券の購入費用を全額補助します。通学定期券を購入した後に、高校生等の保護者によって申請することができます（購入する毎に申請が必要です）。

高校生通学定期券の補助制度が拡充されましたが、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している方はこれまで同様にこちらで申請していただけます（重複しての申請はできません）。

☎神戸市行政事務センター　（ひとり親家庭高校生等通学定期券補助係）　078-291-5952

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a32986/kosodate/shien/family/teikikenhojo.html

⑪ひとり親家庭等医療費助成制度

神戸市内にお住まいで、生活保護や他の医療費助成を受給していないひとり親家庭等の方に対し、公的医療保険を使って医療機関などを受診したときに、医療費の一部または全部を、神戸市と兵庫県で助成する制度です。

対象となる条件や窓口負担額（一部負担金）各種申請は HP をご確認ください。

☎お住まいの各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

※北須磨支所保険年金医療課、北神区役所市民課、西区玉津支所でもお手続き可能です。

HP：　https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kenko/health/medical/hitorioyakate.html

養育相談

⑫こども家庭センター（児童相談所）

子どもや家庭に関する専門の相談機関です。神戸市にお住まいの 18 歳未満の子どもに関する相談について、児童福祉司・児童心理司・医師などの専門の職員が対応します。お子さん本人やご家族の方が、子育てや子どもの生活状況に困ったり、悩んだりしたときなどにご相談ください。

☎こども家庭センター（児童相談所）　078-599-7300

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a46945/kosodate/sodan/center/jigyou.html

⑬こども家庭支援室

こどものしつけや育て方に不安を感じている方、イライラしてついきつく叱ってしまうと悩んでいる方、中にはこどもを家庭で育てることができないと生活に不安を抱えておられる方もおられるかもしれません。そんなご相談に、保健師など専門職員が対応します。悩んだ時は、お気軽にご相談ください。

☎各区こども家庭支援室（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/kosodate.html

⑭児童家庭支援センター

こどもや家庭に関するさまざまな悩みや相談をお受けし、状況に応じた助言や支援を行います。
必要に応じて、児童相談所をはじめとする様々な関係機関と連絡・調整を行い、適切な支援につなげます。
また、子育てに強い不安があるときや、どう対応したらよいかわからないときは時間外でも電話でご相談いただけます。

☎各センター（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/jikasen.html

⑮神戸ひきこもり支援室

ひきこもり状態にある本人やその家族が抱える悩みを一緒に考えサポートしていきます。

助言や情報提供だけでなく、本人や家族に寄り添って社会参加に向けお手伝いします。

ひきこもりは個人の責任ではありません。ぜひ、本人、家族などの悩みをお聞かせください。

☎ひきこもり相談窓口 #8900（ﾊﾔｸｵｰｴﾝ）または 078-361-3521

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a77853/kenko/health/kokoro/life/soudann/hikikomori.html

⑯不登校支援相談センター

不登校に関するお悩みをお持ちの方の電話相談を、専門の相談員が丁寧に聞き、適切な支援につなげます。子どもが学校に登校しづらい、教室に入れない、不登校になり学習の遅れが不安など、悩みごとや困りごとがあれば、お一人で悩まずにまずはお気軽にご相談ください。

☎不登校支援相談センター　078-366-0123

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/documents/46241/futoukousoudannsitu.pdf

⑰療育センター

こどもの障害や発達の特性に応じた支援を行うため、市内 3 か所に療育センターを設置し、こどもの障害の早期発見・早期療育に取り組んでいます。各療養センターには、障害児の診察や訓練（リハビリテーション）を行う「診療所、通園による療育や親子教室等を行う「児童発達支援センター」、お子さんの障害に関する相談対応や障害児支援利用計画の作成を行う「相談支援事業所」の機能があります。

☎各センター（HP 参照）

ＨＰ：https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/shien/support/ryouiku/index.html

学習支援

⑱学習支援事業（対面型・オンライン型）

経済的な事情等により十分な学習機会を得られていない中学生（１～３年生）を対象に、高校受験・進学を目指した学習支援を「対面型」「オンライン型」で実施しています。

☎各実施団体（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a57667/20250415.html

⑲生活福祉資金（教育支援資金）

学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学や在学中に必要な費用の貸付を行っています。

〈就学支度費〉

高等学校や大学等への入学時に必要な入学金等の費用。

〈教育支援費〉

高等学校や大学等の在学中に必要な授業料等の費用。

☎各区社会福祉協議会（区役所電話番号は末尾参照）

教育支援資金のしおり：https://www.hyogo-wel.or.jp/dl/kashitsuke_kyoiku2025.pdf

女性・DV

⑳神戸市男女共同参画センター（あすてっぷ KOBE）

日常生活で女性が直面するさまざまな悩みや問題について、女性の専門家による電話相談・面接相談を行っています。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください（無料）。

☎神戸市男女共同参画センター（あすてっぷ KOBE）

電話相談：078-361-8361

面談予約：こころの悩み・法律・キャリア　WEB 受付　相談日程は HP で確認

HP：https://astep.city.kobe.lg.jp/counseling/

㉑配偶者暴力相談支援センター（女性のための DV 相談室）

あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）について、専門の相談員が一緒に考えます。

「これって DV かな？」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの？」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にご連絡ください。

☎神戸市配偶者暴力相談支援センター（9～17 時）　078-382-0037

☎内閣府 DV 相談＋（24 時間受付）　0120-279-889

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kurashi/activate/cooperation/dv/dvmadoguti.html

子育て支援

㉒一時保育

保護者のパート就労や病気等により一時的に家庭での保育が難しい場合や、保護者の育児負担軽減のために、市内の認可保育施設に児童を一時的にお預かりする制度です。

〈対象〉神戸市内の認可保育施設に保育認定を受けて入所（園）していない満 1 歳から就学前の子ども

〈利用料〉2,400 円/日または 3,600 円/日（利用理由により異なります）

☎各施設（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a36812/kosodate/yochien/hoikujo/nursery/ichijihoiku.html

㉓こども誰でも通園制度

こどもの育ちを応援し、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず、月 10 時間まで柔軟に保育所等を利用できる制度です。一部施設では月 20 時間まで利用できます。

〈対象〉認可保育施設に保育認定を受けて入所（園）していない 0 歳 6 か月から 2 歳までのこども

〈利用料〉300 円/時間　※給食やおやつがある場合は、別途実費負担が必要です。

☎神戸市お問い合わせセンター 078-333-3330

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/z/kodomokatekyoku/kosodateshien/daredemotuen.html

㉔病児保育

お子さんが病気のとき、病院や診療所と併設した「病児保育室」で、一時的にお預かりします。
事前に施設への登録を済ませておくと、いざというときスムーズにご利用いただけます。

〈対象〉神戸市内に居住している小学校 6 年生までの子ども
※市外在住でも保護者の勤務地などの条件によりご利用いただけます。
〈利用料〉 1 日 1 人あたり 2,000 円（昼食代・おやつ代が別途必要）

☎各施設（HP 参照）
HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a65174/kosodate/shien/support/byouji.html

㉕子育てリフレッシュステイ

病気、出産等で育児にお困りの場合や、一人でゆっくりしたい、お買い物に行きたいなど、ご自身のリフレッシュをしたい場合に、施設にて子どもを預かりするサービスです。

宿泊を伴って一定期間お預かりするショートステイと 1 日のうち一定時間お預かりするデイサービスがあります。ご利用は月 10 日以内です。

※市民税非課税世帯、ひとり親世帯、生活保護受給世帯の方は、利用料の減免があります。

☎各施設（HP 参照）
HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/shien/support/b041.html

㉖ファミリー・サポート・センター

子育て中の人が、仕事や急な用事などで子どもの世話ができない時に、地域の人が応援する、会員同士の相互援助活動です。子育ての応援をしてほしい人に、子育ての応援をしたい人をセンター事務局が紹介します。

利用には登録が必要ですが、入会金・会費は無料です。依頼をされる際には利用料（1 時間当たり 700 円または 800 円）が発生します。

☎ファミリー・サポート・センター　078-414-3081
HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/familysupport.html

㉗こども・若者ケアラー相談・支援窓口

こども・若者ケアラーとは、障がいや病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のことです。当事者やご家族、市民の方などから電話、E メール、来所により相談を受け付けています。

☎こども・若者ケアラー相談・支援窓口　078-361-7600
HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a77853/kodomowakamono_carer.html

㉘こども・若者ケアラー同士の交流・情報交換の場『ふぅのひろば』

こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）同士が、気軽に集えて、交流・情報交換できる場を開催しています。ケアのある家庭で育った、障がいや病気のある、親や兄弟の世話やサポートをしている（していた）。そのようなことから、学業や仕事、人間関係に悩むことがある。そんな人たちで集まって「ふぅ」と一息つきましょう。

☎実施団体　078-381-6508

HP：https://www.kobe-youthnet.jp/?page_id=2280

㉙高校生通学定期券の補助制度

神戸市に住所を有し、対象要件を満たしている高校生等が購入した通学定期券の購入費用を補助します。

年度内に購入した定期券をまとめて、1 月初旬から 4 月下旬までに高校生等の保護者の方が申請してください。

（定期券購入の都度、定期券面を撮影して画像データを保存しておく必要があります）

〈補助額〉市内高校等に通学する場合：全額、市外高校等に通学する場合：半額

※児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している方は、「⑩ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業」をご利用ください（重複しての申請はできません）。

☎神戸市行政事務コールセンター（高校生等通学定期券補助係）　078-291-5952

HP: https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/seshonen/kokoteiki/kokoteiki.html

㉚こうべぐらし応援補助金「住みかえーる」

若年夫婦・子育て世帯が、団地への住み替えや親世帯との近居・同居に対する補助です。

☎神戸市総合コールセンター　078-333-3330

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a01110/kurashi/sumai/jutaku/information/shinkonportal/index.html

㉛こども医療費助成制度

神戸市内にお住まいで、生活保護や他の医療費助成を受給していない 0 歳～高校 3 年生（※）までの子に対し、公的医療保険を使って医療機関などを受診したときに、医療費の一部または全部を、神戸市と兵庫県で助成する制度です。

※18 歳到達後、最初の 3 月 31 日までの方を言います。高等学校などに通っていない方も対象です。

（4 月 1 日生まれの方は、18 歳の誕生日前日の 3 月 31 日までが助成対象期間となります。）

窓口負担額（一部負担金）や各種申請は HP をご確認ください。

☎お住まいの各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

※北須磨支所保険年金医療課、北神区役所市民課、西区玉津支所でもお手続き可能です。

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kenko/health/medical/kodomoiryohijose.html

㉜産前産後機関・育児期間の国民年金保険料（育児期間に関しては 2026 年 10 月より免除制度開始）

国民年金第一号被保険者が妊娠、出産したとき、また１歳になるまでの子を養育したとき、一定期間、国民年金保険料の納付が免除されます。この期間は全額納付したものとして将来の年金受給額に反映されます。

☎各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

HP（産前産後）：
https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kurashi/support/pension/03.html#sanzensangokikannomenzyo

HP（育児免除）：
https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kurashi/support/pension/03.html#ikuji

※厚生年金保険加入者の方は産前産後休業、育児休業期間中に事業主が年金事務所に届け出ることで保険料納付の免除が受けられます。（以下日本年金機構 HP 参照）

HP：https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/menjo/20140122-01.html

各区役所の住所・電話番号

東灘区役所	東灘区住吉東町5-2-1	078-841-4131	長田区役所	長田区北町3-4-3	078-579-2311
灘区役所	灘区桜口町4-2-1	078-843-7001	須磨区役所	須磨区大黒町4-1-1	078-731-4341
中央区役所	中央区東町115	078-335-7511	北須磨支所	須磨区中落合2-2-6	078-793-1212
兵庫区役所	兵庫区荒田町1-21-1	078-511-2111	垂水区役所	垂水区日向1-5-1	078-708-5151
北区役所	北区鈴蘭台北町1-9-1	078-593-1111	西区役所	西区糀台5-4-1	078-940-9501
北神区役所	北区藤原台中町1-2-1 北神中央ビル5階	078-981-5377			

（2026 年 9 月時点）神戸市福祉局くらし支援課調べ　※最新情報は各実施主体にお問い合わせください。

03 高齢者の方の相談窓口・支援制度

家族

①神戸ひきこもり支援室

ひきこもり状態にある本人やその家族が抱える悩みを一緒に考えサポートしていきます。
助言や情報提供だけでなく、本人や家族に寄り添って社会参加に向けお手伝いします。
ひきこもりは個人の責任ではありません。ぜひ、本人、家族などの悩みをお聞かせください。

☎ひきこもり相談窓口　#8900（ﾊﾔｸｵｰｴﾝ）または 078-361-3521

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a77853/kenko/health/kokoro/life/soudann/hikikomori.html

介護

②あんしんすこやかセンター

「あんしんすこやかセンター」は、「地域包括支援センター」の神戸市における愛称で、高齢者の介護相談窓口です。

保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を配置し、概ね中学校区に 1 か所の割合で設置しています。

☎各センター（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/ansuko-center/index.html

③高額介護サービス費

介護保険サービスを利用され、1 ヶ月ごとの利用者負担の合計額が著しく高額になったとき、一定の上限（利用者負担上限額）を超えた金額を申請により支給します。

☎各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/0908_kogaku.html

④負担限度額認定（境界層措置）

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）に入所中（ショートステイ含む）の方の食費・居住費は、原則、ご本人の自己負担です。

ただし、一定の要件に該当する場合は、申請により「介護保険 負担限度額認定証」の交付を受け、食費・居住費の負担軽減を受けることができます。

負担軽減の有効期間は、毎年 8 月 1 日～7 月 31 日です。継続して認定を受けるには、毎年申請が必要です。

☎各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/oshirase_keigen.html

医療

⑤高額療養費

医療機関などで 1 カ月に支払った一部負担金が自己負担限度額(限度額)を超えた場合に、超えた金額を支給します。限度額は、受診された方の年齢や世帯の所得状況によって異なります。

☎各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kurashi/support/insurance/kogakuryoyohi.html

⑥限度額適用認定（特例措置）

限度額適用認定証もしくはマイナ保険証や資格確認書の提示で、1 つの医療機関で 1 カ月の自己負担額を限度額まで抑えることができます。医療費が高額になる場合で、紙の限度額適用認定証が必要な場合は、事前に交付申請をしてください。※オンライン資格確認に対応していない医療機関では限度額適用認定証が必要です。

負担軽減の有効期間は、毎年 8 月 1 日～7 月 31 日です。紙の限度額適用認定証が必要な場合は毎年申請が必要です。

☎各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kurashi/support/insurance/kogakuryoyohi/gendogakutekiyo.html

⑦国民健康保険特定健診

生活習慣病予防や健康維持を目的とした健康診査を行っています。内容は、問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査です。

4 月 1 日に神戸市国民健康保険に加入している方で、健診実施年度に 40 歳から 75 歳となる方が対象です。

対象となる方には 4 月～5 月にかけて個別に受診券を送付します。指定医療機関での個別健診または拠点会場での集団健診が選択できます。

☎神戸市けんしん案内センター　078-262-1163

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kenko/health/kenshin/shimin/tokutei/index.html

年金

⑧老齢年金

原則として 65 歳になったときに支給が始まり、生涯にわたって受け取ることができます。

老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、10 年以上必要となります。

加入していた年金制度により、国民年金の「老齢基礎年金」と厚生年金保険の「老齢厚生年金」が支給されます。老齢厚生年金については、生年月日に応じて、65 歳前に「特別支給の老齢厚生年金」が支給されることがあります。

☎第 1 号被保険者期間のみの方：各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

それ以外の方：居住地管轄の年金事務所（HP 参照）

HP：https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK03.pdf

認知症・権利擁護

⑨認知症の人にやさしいまち　神戸モデル

認知症の方やそのご家族が安心・安全に暮らしていけるよう、65 歳以上の市民を対象に早期受診を支援する「診断助成制度」と、認知症の方が事故を起こした場合に救済する「事故救済制度」を組み合わせて実施する制度です。

☎神戸市認知症診断助成制度コールセンター　078-945-7471

HP：https://kobe-ninchisho.jp/

⑩成年後見支援センター

認知症等で判断能力が不十分な方が、安心して地域で暮らせるように支援する「成年後見制度」の相談窓口です。

●相談員（社会福祉士）による相談（月～金　9:00～17:00）

成年後見制度を利用するための手続きや申立に関するアドバイスを行います。

相談方法：電話・来所・オンライン

予約：電話・来所での相談は予約不要。オンラインは要予約。

相談先：神戸市社会福祉協議会　神戸市成年後見支援センター

HP：https://www.with-kobe.or.jp/kouken/consult/

●専門職による相談（弁護士：第 1・3 火曜　司法書士：第 2・4 火曜　いずれも 13:30～16:30）

弁護士・司法書士が権利擁護・成年後見制度に関する相談をお受けします。（相談時間 30 分）

相談方法：来所　　**予約**：要予約

相談先：神戸市社会福祉協議会　神戸市成年後見支援センター

HP：https://www.with-kobe.or.jp/kouken/consult/

●神戸市市民後見人による相談（無料）

制度のしくみや利用手続きの流れについて、区役所において市民後見人候補者が相談に応じています。

相談先：各相談室（HP 参照）

HP：https://www.with-kobe.or.jp/kouken/images/2026/05/782bb422d648313c32f645dfa7bb0a13.pdf

☎神戸市社会福祉協議会　成年後見支援センター　078-271-5321

HP：https://www.with-kobe.or.jp/kouken/

⑪安心サポートセンター

●権利擁護相談

高齢の方や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない方の権利侵害や財産管理に関する不安、困りごとなどについて、相談員（社会福祉士・精神保健福祉士）や弁護士が相談に応じます。

・相談員による相談：月～金　9：00～12：00　13：00～17：00（祝日・年末年始除く）

相談方法：電話、来所（来所相談は要予約）

・弁護士による相談（事前に予約が必要）：第 1・第 3 火曜　13：30～16：30（祝日・年末年始除く）

相談方法：来所（要予約）

☎神戸市社会福祉協議会　安心サポートセンター　078-271-3740

HP：https://www.with-kobe.or.jp/detail/anshin/yougo/

●日常生活自立支援事業

判断能力が十分でないなどの理由で、日常生活に支障を感じている認知症等高齢者や知的・精神障がい者の福祉サービス利用手続きのお手伝いや日常生活の金銭管理、重要書類預かりなどをご本人との契約に基づいて行います。

☎神戸市社会福祉協議会　安心サポートセンター　078-271-5358　（月～金　9：00～12：00　13：00～17：00（祝日・年末年始除く）

HP：https://www.with-kobe.or.jp/detail/anshin/fukushiservice/

見守り・居場所

⑫民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域における地域福祉の推進役として、担当地区を受け持つ各委員が、福祉に関する事柄について、相談にのったり、いろいろな福祉サービスの情報を提供したり、必要な機関へつなぐといった活動を行政と連携しながら行っています。

☎各区保健福祉課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a38463/kenko/chiikifukushi/minseijidou.html

⑬友愛訪問

ボランティアがひとりぐらし高齢者の自宅を週１回程度訪問します。話し相手や相談にのるなど、民生委員と連携しています。

☎各区社会福祉協議会（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a38463/kenko/fukushi/koreshafukushi/am06/fureai/a035/index.html

⑭ふれあい給食会

地域の福祉活動団体やボランティアグループが閉じこもり防止と地域コミュニティへの参加を促すため、ひとりぐらし高齢者などを対象に行っています。ふれあい給食会は地域交流センターや地域の集会所などで概ね月１回実施しています。

☎各区社会福祉協議会（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a38463/kenko/fukushi/koreshafukushi/am06/fureai/a034.html

⑮フレイル予防

フレイルとは、病気ではないけれど、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間虚弱な状態のことです。65 歳以上の方を対象に、フレイルチェック、フレイル予防のための栄養(食・口腔)、運動、社会参加についてのアドバイスを行うイベント(参加費無料)を実施しています。

☎各実施事業者（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/frailty/frailty-yobou.html

⑯KOBE シニア元気ポイント

神戸市内にお住まいの 65 歳以上の方が、保育園での遊び相手やイベントの補助などのボランティア活動を行うと、ポイントを貯めることができ、貯まったポイントは現金等と交換できる制度です。

令和７年９月からは、神戸市立幼稚園・小中学校での花壇の水やりや行事の手伝いなどの活動が、10 月からは、地域団体などによる美化活動やこどもの居場所づくりといった様々な地域活動も対象となっています。活動の幅がぐっと広がったこの機会に、シニア元気ポイントに登録して、地域での活動などに参加してみませんか。

☎KOBE シニア元気ポイント事務局　078-335-6543

HP：https://kobepoint.jp/

しごと

⑰シルバー人材センター

シルバー人材センターは、地域社会の「手伝ってほしい」という声と高齢者の「働きたい」という希望をつなげる活動をしています。

センターでは定年退職後、就職は望まないが、長年の経験や技術を生かして働き、何らかの収入を得たい、 社会のために役立ちたいという健康な高齢者に、個々の能力と適性にあった臨時的・短期的な就業の場を提供しています。

☎神戸市シルバー人材センター　078-381-6152

HP：https://www.kobe-sjc.or.jp/

お役立ち情報

⑱介護保険の案内（神戸ケアネット　利用者向け情報）

介護保険制度の仕組み、介護保険サービスの利用方法等を記載しています。

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/pamphlet/index.html

⑳こうべ就活相談窓口

元気なうちから「もしも」に備え、終活全般に関する相談ができます。窓口相談員がお話を伺い、一緒に課題を整理しながら、公的制度や民間サービス等の必要な支援につなげます。

また、相続や遺言などの専門的な助言が必要な場合は、弁護士や司法書士に相談することができます。

☎こうべ終活相談窓口　078-855-8670

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/kourei/shuukatsu.html

各区役所の住所・電話番号

東灘区役所	東灘区住吉東町5-2-1	078-841-4131
灘区役所	灘区桜口町4-2-1	078-843-7001
中央区役所	中央区東町115	078-335-7511
兵庫区役所	兵庫区荒田町1-21-1	078-511-2111
北区役所	北区鈴蘭台北町1-9-1	078-593-1111
北神区役所	北区藤原台中町1-2-1　北神中央ビル2階	078-981-5377
長田区役所	長田区北町3-4-3	078-579-2311
須磨区役所	須磨区大黒町4-1-1	078-731-4341
北須磨支所	須磨区中落合2-2-5　名谷センタービル5階	078-793-1212
垂水区役所	垂水区日向1-5-1	078-708-5151
西区役所	西区糀台5-4-1	078-940-9501

（2026 年 9 月時点）神戸市福祉局くらし支援課調べ　※最新情報は各実施主体にお問い合わせください。

04 障害者の方の相談窓口・支援制度

医療

①自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）は統合失調症やうつ病などの精神疾患のために、継続した通院治療を受ける方のための制度です。原則は医療費の自己負担額を 1 割に軽減する制度ですが、神戸市では独自の制度により、世帯の所得に応じ、3 つの負担上限額を設定し、さらなる自己負担額の軽減を図っています。

☎各区保健福祉課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a37430/kenko/health/kokoro/yakudatiseido/tsuiniryo.html

②（高齢）重度障害者医療費助成

神戸市内にお住まいで、生活保護や他の医療費助成を受給していない方のうち、一定の障害をお持ちの方に対し、公的医療保険を使って医療機関などを受診したときに、医療費の一部または全部を、神戸市と兵庫県で助成する制度です。

対象となる条件や窓口負担額（一部負担金）各種申請は HP をご確認ください。

☎お住まいの各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

※北須磨支所保険年金医療課、北神区役所市民課、西区玉津支所でもお手続き可能です。

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kenko/health/medical/judoshogaisha.html

相談支援

③障害者相談支援センター

神戸市内にお住いの身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児とその家族・介護者の方からの相談を電話、来所、訪問によりお受けします。主な相談内容は下記のとおりです。

・地域で生活するために必要なサービスの案内や利用方法

・日常生活の悩み、家族のこと、仕事のこと、経済的な問題、一人暮らしの希望、将来のことなど

・障害福祉サービスの利用にかかること（訪問系サービスの受付、認定調査）など

☎各センター（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kenko/handicap/soudan/thiikiseikatu.html

④障害者地域生活支援拠点

障害者がお住いの地域で安心して暮らし続けられるよう、「相談支援事業（障害者相談支援センター）」「通所サービス等の日中活動の場（生活介護）」「短期入所における緊急受入」「障害者の見守り支援」「災害時の要援護者支援体制の構築」の機能を備えた支援拠点を、各区に 1 か所設置しています。

☎各拠点（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/soudangyakutai/20200210.html

⑤神戸市精神保健福祉センター

精神保健福祉や自殺予防に関する相談・助言・研修・啓発活動を行っています。

☎神戸市精神保健福祉センター　078-371-1900

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a37430/kenko/health/kokoro/index.html

⑥発達障がい相談窓口

15 歳以上（中学卒業後）の発達障害の方、発達障害かもしれないと感じている方とそのご家族の方や、支援をしている関係機関や雇用している会社の方などが相談できます。日常生活、仕事や就労に関するさまざまな相談を伺い情報提供します。

☎各窓口（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a86919/kosodate/sodan/hattatsushogai/sodan.html#soudanmadoguti

⑦自殺予防相談

●神戸市こころといのちの電話相談

誰にも話せない、話したくない、でも誰かに聴いてもらいたい。もしかたらこころが疲れているのかな。

少しこころの声に耳をかたむけてみませんか？

あなたのそんな気持ちを、こころの声を、専門の相談員が受け止めます。まずはお電話を。

☎神戸市こころといのちの電話相談（月～金　10:30～18:30）　078-371-1855

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a37430/kenko/health/kokoro/life/soudann/index.html

●くらしとこころの総合相談会

日々の困りごとやこころに不調を抱えている方を対象に、毎月第１・３水曜に、ハローワーク神戸にて、弁護士によるくらしの相談、保健師・心理士等によるこころの相談を実施しています。

☎神戸市精神保健福祉センター　078-371-1900

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a37430/kurashitokokoro.html

●その他機関による自殺予防相談

自殺予防やこころの悩みに関する相談支援を実施している機関を紹介しています。

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a37430/kenko/health/kokoro/life/soudann/index.html

権利擁護

⑧成年後見支援センター

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方が、安心して地域で暮らせるように支援する「成年後見制度」の相談窓口です。

●相談員（社会福祉士）による相談（月～金　9:00～17:00）

成年後見制度を利用するための手続きや申立に関するアドバイスを行います。

相談方法：電話・来所・オンライン

予約：電話・来所での相談は予約不要。オンラインは要予約。

相談先：神戸市社会福祉協議会　神戸市成年後見支援センター

HP：https://www.with-kobe.or.jp/kouken/consult/

●専門職による相談（弁護士：第 1・3 火曜　司法書士：第 2・4 火曜　いずれも 13:30～16:30）

弁護士・司法書士が権利擁護・成年後見制度に関する相談をお受けします。（相談時間 30 分）

相談方法：来所　　**予約**：要予約

相談先：神戸市社会福祉協議会　神戸市成年後見支援センター

HP：https://www.with-kobe.or.jp/kouken/consult/

●神戸市市民後見人による相談（無料）

制度のしくみや利用手続きの流れについて、区役所において市民後見人候補者が相談に応じています。

相談先：各相談室（HP 参照）

HP：https://www.with-kobe.or.jp/kouken/images/2026/05/782bb422d648313c32f645dfa7bb0a13.pdf

☎神戸市社会福祉協議会　成年後見支援センター　078-271-5321

HP：https://www.with-kobe.or.jp/kouken/

⑨安心サポートセンター

●権利擁護相談

高齢の方や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない方の権利侵害や財産管理に関する不安、困りごとなどについて、相談員（社会福祉士・精神保健福祉士）や弁護士が相談に応じます。

・相談員による相談：月～金　9：00～12：00　13：00～17：00（祝日・年末年始除く）

相談方法：電話、来所（来所相談は要予約）

・弁護士による相談（事前に予約が必要）：第 1・第 3 火曜　13：30～16：30（祝日・年末年始除く）

相談方法：来所（要予約）

☎神戸市社会福祉協議会　安心サポートセンター　078-271-3740

HP：https://www.with-kobe.or.jp/detail/anshin/yougo/

●日常生活自立支援事業

判断能力が十分でないなどの理由で、日常生活に支障を感じている認知症等高齢者や知的・精神障がい者の福祉サービス利用手続きのお手伝いや日常生活の金銭管理、重要書類預かりなどをご本人との契約に基づいて行います。

☎神戸市社会福祉協議会　安心サポートセンター　078-271-5358　（月～金　9：00～12：00　13：00～17：00（祝日・年末年始除く）

HP：https://www.with-kobe.or.jp/detail/anshin/fukushiservice/

年金

⑩障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

☎障害基礎年金：各区保険年金医療課（区役所電話番号は末尾参照）

※初診日が 20 歳前または年金に未加入の 60 歳以降の場合：各区保険年金医療課

障害厚生年金：居住地管轄の年金事務所（HP 参照）

※初診日が第 3 号被保険者の場合：居住地管轄の年金事務所（HP 参照）

HP：https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.html#cmsshogai

見守り・居場所

⑪地域活動支援センター

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。

☎各センター（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kenko/handicap/zaitakufukushi/zaitakushien/chikatsucenter.html

⑫グループホーム

世話人などから、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で、複数で共同生活を行います。

☎各区保健福祉課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/service_introduction/kyoudouseikatuenzyo.html

しごと

⑬就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

・生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供

・就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援

・職場開拓、就職後の職場定着のために必要な相談等の支援

☎各区保健福祉課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/service_introduction/syuroikoushien.html

⑭就労継続支援 A 型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために以下のような訓練を行います。

・雇用契約に基づく生産活動その他の活動の機会の提供

・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練

・その他の必要な支援

☎各区保健福祉課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/service_introduction/syurokeizokuagata.html

⑮就労継続支援 B 型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

・雇用契約を結ばない生産活動や、その他の活動の機会の提供

・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練

・その他の必要な支援

☎各区保健福祉課（区役所電話番号は末尾参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/service_introduction/syurokeizokubgata.html

⑯しごとサポート

「しごとサポート」では、労働、福祉、保健、教育、医療などの関係機関や企業と連携し、障がいのある方などの就労に関するさまざまな支援を行っています。一般就労を希望する方であれば障がいの種別や手帳の有無は問わず、どなたでも利用できます。

☎しごとサポート窓口（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/kenko/handicap/syakaikatdudou/shurou/s047/center.html

お役立ち情報

⑰障害者福祉のあらまし

障がいのある方やその家族が利用できる保健・福祉サービスの内容や問い合わせ先をまとめたガイドブックです。相談窓口、医療・訓練・手帳制度、在宅支援、就労支援、施設サービスなど、生活のさまざまな場面で役立つ制度や支援内容が紹介されています。

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/kenko/handicap/aramashi.html

⑱障害福祉サービスのご案内

障害福祉サービスの内容を記載しています。

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kenko/handicap/sougoushienhou/sa-bisupanph.html

⑲障害福祉サービス制度かんたん利用ガイド

障害福祉サービスの概要や利用方法、利用者負担の軽減の案内等を記載しています。

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kenko/handicap/sougoushienhou/sa-bisupanph.html

⑳障がいのある方のための就労支援機関ガイド

「働きたい！」と思っているのに、「どうやって就職したらよいかわからない」、「どこに、誰に相談すればよいかわからない」という方に、さまざまな就労支援制度をご案内します。

就労支援機関ガイド：https://www.city.kobe.lg.jp/documents/333/20260804115606.pdf

各区役所の住所・電話番号

東灘区役所	東灘区住吉東町5-2-1	078-841-4131	長田区役所	長田区北町3-4-3	078-579-2311
灘区役所	灘区桜口町4-2-1	078-843-7001	須磨区役所	須磨区大黒町4-1-1	078-731-4341
中央区役所	中央区東町115	078-335-7511	北須磨支所	須磨区中落合2-2-6	078-793-1212
兵庫区役所	兵庫区荒田町1-21-1	078-511-2111	垂水区役所	垂水区日向1-5-1	078-708-5151
北区役所	北区鈴蘭台北町1-9-1	078-593-1111	西区役所	西区糀台5-4-1	078-940-9501
北神区役所	北区藤原台中町1-2-1 北神中央ビル5階	078-981-5377			

（2026 年 9 月時点）神戸市福祉局くらし支援課調べ　※最新情報は各実施主体にお問い合わせください。

05 外国人の方の相談窓口・支援制度

相談支援

①神戸国際コミュニティセンター（KICC）

●多言語での生活相談/情報提供

日常生活に関する相談、神戸市政に関する情報及び生活上の様々な情報提供を行っています。

〈対応言語〉英語・中国語（月～金）、韓国・朝鮮語（金）、ベトナム語（月・水）、
フィリピノ語（水）、スペイン語（火・木）、ポルトガル語（木）、ネパール語（月）、
インドネシア語（金）、タイ語（火）

〈相談時間〉10:00～12:00、13:00～17:00（電話は 9:00 から対応可）

☎神戸国際コミュニティセンター（KICC）　078-742-8705

HP: https://www.kicc.jp/ja/living_guide/living/counseling/shien

②公的機関に同行してくれる通訳の派遣

外国人の方が、区役所の窓口などで手続きや相談をするときに、無料で通訳ボランティアを派遣します。

〈対応言語〉英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、
フィリピノ語（タガログ語）、インドネシア語、タイ語、ネパール語

〈対応日時〉月～金/9:00～17:00 の間で 2 時間まで

派遣希望日の 7 営業日前までにお申込みください。

☎神戸国際コミュニティセンター（KICC）　078-742-8705

HP：https://www.kicc.jp/ja/living_guide/living/translation/kicc_tuyaku

③法務局の人権相談

●外国人のための人権相談

外国人であることを理由に不当な差別を受けている、学校でいじめを受けているなど、、日常生活の中で抱える問題について、職員や人権擁護委員が相談に応じ、悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。

〈対応言語〉英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

〈相談日時〉月～金/9:00～17:00（年末年始を除く）

☎外国人権相談ダイヤル（ナビダイヤル）　0570-090911　※この電話は民間の多言語電話通訳サービス業者に接続の上、管轄の法務局につながります。

HP：https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html

医療

④国民健康保険（多言語対応パンフレット）

〈対応言語〉日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピノ（タガログ）語、ネパール語

☎神戸市国民健康保険・後期高齢者コールセンター　078-381-7726

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kurashi/support/insurance/foreigner.html

介護

⑤介護保険コミュニケーション・サポート事業

日本語による意思疎通が困難な在日外国人の方が、要介護認定調査やケアプラン作成等の介護保険利用にかかる手続きを行う際に、通訳が必要な場合は、通訳サポーターの派遣を行います（年に 4 回まで/無料）。

〈対応言語〉英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語

☎各支援団体（HP 参照）

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/supportjigyo.html

しごと

⑥外国人雇用サービスコーナー

日本で就労可能な在留資格を持ち、就職を希望する外国人の方に対し、「就職相談」・「求人情報の提供」・「就職先のあっせん」等のサービスを行っています。

〈対応言語〉中国語（月・金/10:00～12:00、13:00～16:00）、

英語・ポルトガル語・スペイン語（火～木/13:15～17:15）、

ベトナム語（木・金/13:00～16:00）

☎ハローワーク神戸 1F13 番窓口　078-362-4570

HP：https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/gaikokujin/kobe_center.html

各区役所の住所・電話番号

東灘区役所	東灘区住吉東町5-2-1	078-841-4131	長田区役所	長田区北町3-4-3	078-579-2311
灘区役所	灘区桜口町4-2-1	078-843-7001	須磨区役所	須磨区大黒町4-1-1	078-731-4341
中央区役所	中央区東町115	078-335-7511	北須磨支所	須磨区中落合2-2-6	078-793-1212
兵庫区役所	兵庫区荒田町1-21-1	078-511-2111	垂水区役所	垂水区日向1-5-1	078-708-5151
北区役所	北区鈴蘭台北町1-9-1	078-593-1111	西区役所	西区糀台5-4-1	078-940-9501
北神区役所	北区藤原台中町1-2-1 北神中央ビル5階	078-981-5377			

（2026 年 9 月時点）神戸市福祉局くらし支援課調べ　※最新情報は各実施主体にお問い合わせください。